

# 熊本県公報

第 1 1 3 8 8 号  
平成 18 年 3 月 31 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	(道路総務課) 1
○道路の供用開始	( " ) 2
○ " "	( " ) 2
○ " "	( " ) 3
○土砂災害警戒区域等の指定	(砂防課) 3
○熊本県ダム生活再建相談所の設置告示の廃止	(人事課) 9
○道路の区域変更	(道路総務課) 9
○過疎代行路線の工事完了に伴う告示	(道路整備課) 10
○ " "	( " ) 10
○全国自治宝くじ事務協議会への堺市の加入に伴う告示	(財政課) 10
○豊表の格付の期日及び場所の廃止	(農産課) 10
○豊表の格付の期日及び場所の指定	( " ) 10
○道路の区域変更	(道路総務課) 11
○ " "	( " ) 12
○道路の供用開始	( " ) 12
○ " "	( " ) 13
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 13
○団体営土地改良事業計画変更の同意	( " ) 13
○都市公園の供用開始 (水前寺江津湖公園)	(都市計画課) 13
○都市公園の供用開始 (水俣広域公園)	( " ) 15
<b>登 載 依 頼</b>	
○個人演説会の施設を指定した旨の告示	(選挙管理委員会) 17
○直接請求に係る連署基準数	( " ) 17
○ " "	( " ) 17
○公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 18
○熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則	(人事委員会) 18
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 24
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 24
○熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 24
○人事統計報告に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 25
○熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則	(警察本部生活安全企画課) 25
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域 (公安委員会告示) の一部改正	(警察本部地域課) 25

## 告 示

### 熊本県告示第 359 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	大津植木 線	合志市福原  2448 番 地先から 同市栄  3304 番 5 地先まで	前	4.5 ～ 20.0	2,963.0	旧道移管
			後	0.0		
"	熊本大津 線	合志市竹迫  879 番 1 地先から 同 所  865 番 1 地先まで	前	26.6 ～ 61.0	164.1	"
			後	20.2 ～ 53.8	164.1	
一般 県道	原植木線	菊池市旭志伊坂  717 番 1 地先から 同市泗水町住吉  2806 番 2 地先まで	前	4.6 ～ 12.8	1,715.2	"
			後	0.0	0.0	

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 31 日

熊本県告示第 360 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火 線	宇城市不知火町大字松合字山洲  312 番 地先から 同字  319 番 地先まで	68.0	交安 1 種

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 31 日

熊本県告示第 361 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長洲玉名線	玉名市岱明町野口字尾崎  1113 番 1 地先から	630.3	単橋改

		玉名市中字西井手下 855 番 1 地先まで		
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字寺道 同町目丸字出野 1909 番 地先から 1888 番 地先まで	146.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 362 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	合志市栄 同所 1199 番 2 地先から 233 番 4 地先まで	946.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 363 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本市

(1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

中川内谷（鑪川）（201-1-004）

イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市河内町船津（中川内）

ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

古閑第 3 谷（古閑川）（201-1-007）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町古閑（古閑）

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

本村谷（201-1-009）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町岳（岳本村）

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
富塚川（201-1-010）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市河内町岳（富塚）  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
葛山川（201-1-015）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市河内町河内（葛山）  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西谷川（201-1-047）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町大多尾（出羽）  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
古閑第 1 谷（仁川川）（201-2-002）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町岳（古閑）  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
葛山谷（仁田尾川）（201-2-005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町河内（葛山）  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 鰐洞川(201-2-006)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市河内町河内(鰐洞)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 西見継(201-1-037)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市河内町野出(見継)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 内鶴(201-1-039)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市河内町東門寺(東門寺西)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 古閑前-1(201-1-063-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市河内町岳(古閑)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 古閑前-2(201-1-063-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市河内町岳(古閑)  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えておいて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
仁川（201-2-104）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市河内町野出（学校区）  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えておいて縦覧に供する。）
- 2 山鹿市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内野 1（208-1-002）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内野 2（208-1-003）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
堂の原川（208-1-004）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
又板 1（208-2-001）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

- する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
又板2（208-2-002）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
又板3（208-2-003）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
前川内（208-2-004）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内野3（208-2-005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内野4（208-2-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内野5（208-2-007）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
叶田川（381-1-033）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
荒平 1（381-1-036）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
岩野川（381-1-037）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
小原（381-2-031）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
荒平 2（381-2-032）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
荒平 3（381-2-033）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）

- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
田中（381-2-034）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 364 号**

平成 12 年 3 月 31 日熊本県告示第 343 号の 44（熊本県ダム生活再建相談所の設置）は、平成 18 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 365 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	笹倉久住 線	阿蘇郡産山村大字産山字灰迫 1269 番 1 地先から 同大字 字日向 928 番 2 地先まで	前	3.5 ～ 32.5	920.5	単道改
		阿蘇郡産山村大字産山字灰迫 1130 番 1 地先から 同大字 字日向 928 番 2 地先まで	後	4.0 ～ 8.2		
		阿蘇郡産山村大字産山字灰迫 1269 番 1 地先から 同大字 字日向 928 番 2 地先まで		8.0 ～ 66.0		
"	辛川鹿本 線	合志市栄 1202 番 1 地先から 菊池市泗水町豊水 3770 番 地先まで	前	4.0 ～ 12.5	1,715.2	旧道移管
			後	0.0		
"	横野矢部 線	上益城郡山都町山田字三田田 1010 番 2 地先から  同字	前	6.0 ～ 16.0	118.0	単道改
			後	6.0 ～ 16.0		
				7.0		

		978 番 4 地先まで	~ 61.0	81.0	
--	--	--------------	-----------	------	--

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 366 号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく美里町道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	工事の種類	完了年月日
美里町道乙 女線	(起点) 下益城郡美里町中郡字中蓮寺	167.6	旧橋撤去工 取付通路工	平成 18 年 3 月 3 1 日
	834 番 1 地先  (終点) 上益城郡甲佐町大字仁田子字原ノ前 789 番 1 地先			

**熊本県告示第 367 号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく天草市道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	完了年月日
天草市道 五和中央線	(起点) 天草市五和町御領字北鳥越	400.0	平成 18 年 3 月 31 日
	2409-1 番 地先  (終点) 天草市五和町城川原一丁目字鬼之城 3152-2 番 地先		

**熊本県告示第 368 号**

堺市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

**熊本県告示第 369 号**

平成 17 年 9 月 12 日熊本県告示第 1094 号（畳表の格付けの期日及び場所の指定）は、平成 18 年 4 月 2 日をもって廃止する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 370 号**

熊本県畳表格付条例施行規則（昭和 48 年熊本県規則第 62 号）第 2 条の規定により畳表の格付けの期日及び場所を次のように指定し、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

格付けの期日	格付けの場所
毎週月曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所千丁畳表集荷所 八代市千丁町新牟田 318
毎週火曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 龍峯支所龍峯畳表集荷所 八代市岡町谷川 944
毎週水曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所古閑出畳表集荷所 八代市千丁町古閑出 2099-1
毎週木曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所千丁畳表集荷所 八代市千丁町新牟田 318
毎週金曜日 (午前 8 時 30 分から正午まで)	八代地域農業協同組合 竜北町支所竜北畳表集荷所 八代郡氷川町鹿島 1254-4

**熊本県告示第 371 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445 号	球磨郡五木村甲字田口 2997 番 64 地先から 同村甲字下手 2672 番 38 地先まで	前	13.0 ～ 37.5	257.0	仮設道 設置
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手 2818 番 1 地先まで		3.4 ～ 5.4		
		球磨郡五木村甲字田口 2997 番 64 地先から 同村甲字下手 2672 番 38 地先まで	後	13.0 ～ 37.5	257.0	
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手 2818 番 1 地先まで		3.4 ～ 5.4		
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手 2818 番 1 地先まで		4.0 ～ 26.0	319.0	
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手 2818 番 1 地先まで		4.0 ～ 26.0		
一般 県道	南田内 大臣線	上益城郡山都町下馬尾字平ノ迫 153 番 4 地先から	前	13.0 ～ 18.0	29.6	廃道処分

	上益城郡山都町下馬尾字平ノ迫	後	12.5 ～ 16.2	29.6
	153 番 4 地先まで			

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 372 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	267 号	人吉市西大塚町字高仁田 3376 番 137 地先から 同字 3400 番 53 地先まで	前	6.0 ～ 32.0	4,964.5	旧道移管
		人吉市西大塚町字高仁田 3376 番 137 地先から 同字 3402 番 37 地先まで		9.3 ～ 71.0		
		人吉市西大塚町字高仁田 3376 番 137 地先から 同字 3402 番 37 地先まで	後	9.3 ～ 71.0	1,560.0	

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 373 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市大字小倉字西無田 908 番 2 地先から 同大字 字天神ノ上 956 番 1 地先まで	115.0	単道改
"	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野字中大道 3756 番 5 地先から 同字 3756 番 2 地先まで	135.0	"
"	益城菊陽線	熊本市石原二丁目 947 番 2 地先から 同 所 865 番 2 地先まで	293.7	

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 374 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	熊本菊陽線	熊本市龍田町弓削字権現窪 同字 671 番 6 地先から 671 番 7 地先まで	18.2	

2 供用開始する期日 平成 18 年 4 月 1 日

**公 告**

**熊本県公告第 238 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営中古閑地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類  
変更後の県営中古閑地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 18 年 4 月 3 日から平成 18 年 4 月 28 日まで
- 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第 239 号**

平成 17 年 12 月 14 日付けで玉名市長島津勇典から協議のあった天水地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 23 日付けで同意した。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 240 号**

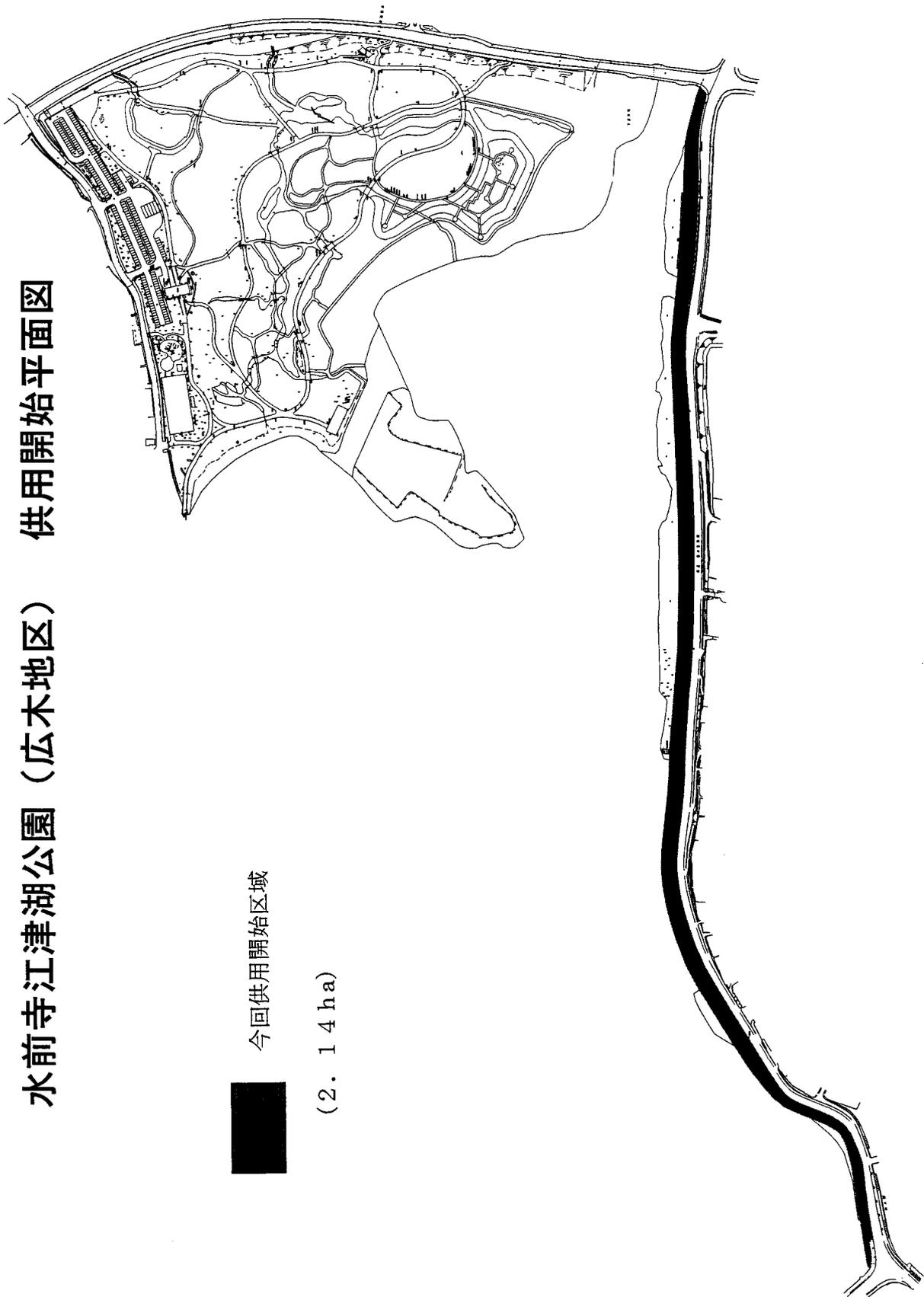
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 名称 水前寺江津湖公園
- 位置 熊本県熊本市広木町地内
- 区域 別添図面のとおり  
面積 2.14 ヘクタール
- 供用を開始する期日 平成 18 年 4 月 1 日

水前寺江津湖公園（広木地区） 供用開始平面図



今回供用開始区域  
(2.14ha)

**熊本県公告第 241 号**

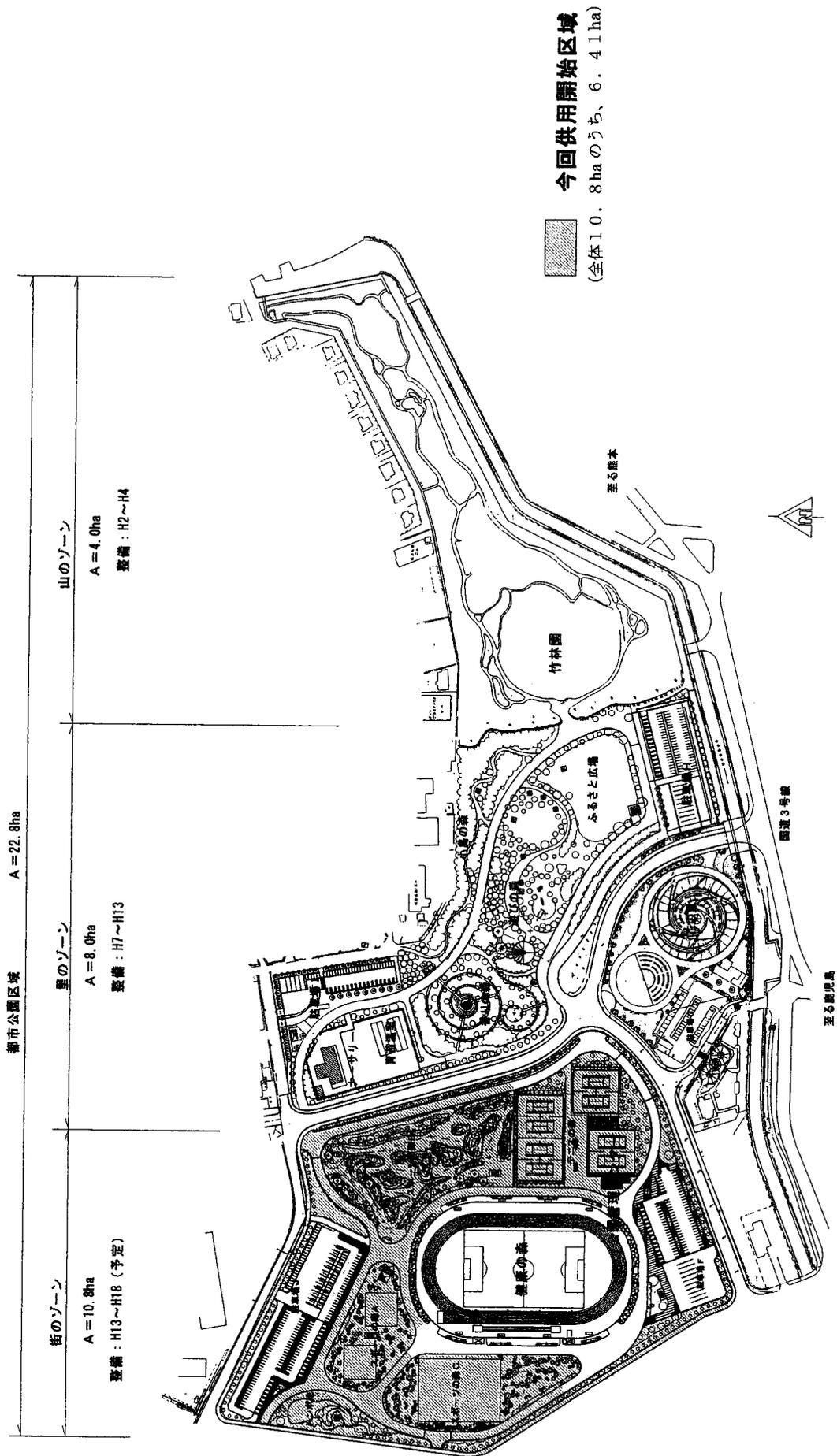
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 水俣広域公園
- 2 位置 熊本県水俣市汐見町地内
- 3 区域 別添図面のとおり  
面積 6.41 ヘクタール
- 4 供用を開始する期日 平成 18 年 4 月 1 日

# 水俣広域公園供用開始平面図



**登 載 依 頼**

**熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 9 号**

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 161 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 施 設 を 指 定 し た 旨 の 報 告 が あ っ た 。

平 成 18 年 3 月 31 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 岩 尾 映 二

市 町 村 名	施 設 の 名 称	所 在 地
合 志 市	合 志 市 泉 ケ 丘 体 育 館	合 志 市 豊 岡 2526 番 地 9
合 志 市	合 志 市 総 合 体 育 館 メ ー ン ア リ ー ナ	合 志 市 福 原 2922 番 地
合 志 市	合 志 市 黒 石 市 民 セ ン タ ー	合 志 市 須 屋 2788 番 地
合 志 市	合 志 市 須 屋 市 民 セ ン タ ー	合 志 市 須 屋 1399 番 地
合 志 市	合 志 市 西 合 志 体 育 館	合 志 市 野 々 島 4440 番 地
合 志 市	合 志 市 妙 泉 寺 体 育 館	合 志 市 須 屋 1957 番 地

**熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 10 号**

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 74 条 第 5 項 及 び 第 75 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ く そ の 総 数 の 50 分 の 1 の 数 並 び に 同 法 第 76 条 第 4 項 、 第 81 条 第 2 項 及 び 第 86 条 第 4 項 に 基 づ く そ の 総 数 が 40 万 を 超 え る 数 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 並 び に 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 31 年 法 律 第 162 号 ) 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く そ の 総 数 の 3 分 の 1 の 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 3 月 31 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 岩 尾 映 二

そ の 総 数 の 50 分 の 1                      29,927  
 そ の 総 数 が 40 万 を 超 え る 数 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数                      316,058  
 そ の 総 数 の 3 分 の 1                      498,782

**熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 11 号**

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 80 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く そ の 総 数 の 3 分 の 1 の 数 ( 40 万 を 超 え る 数 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 ) は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 3 月 31 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 岩 尾 映 二

選 挙 区 名	
熊 本 市 選 挙 区	154,503
八 代 市 選 挙 区	28,157
人 吉 市 選 挙 区	9,905
荒 尾 市 選 挙 区	15,641
水 俣 市 選 挙 区	8,077
玉 名 市 選 挙 区	12,063
本 渡 市 選 挙 区	10,545
山 鹿 市 選 挙 区	8,832
牛 深 市 選 挙 区	4,873
菊 池 市 選 挙 区	7,262
宇 土 市 選 挙 区	10,216
宇 土 郡 選 挙 区	5,485
下 益 城 郡 選 挙 区	22,965
玉 名 郡 選 挙 区	20,478
鹿 本 郡 選 挙 区	15,691
菊 池 郡 選 挙 区	36,272
阿 蘇 郡 選 挙 区	21,046
上 益 城 郡 選 挙 区	23,831
八 代 郡 選 挙 区	13,208
芦 北 郡 選 挙 区	7,510
球 磨 郡 選 挙 区	17,466
天 草 郡 上 島 選 挙 区	14,221

天草郡下島選挙区 9,375

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第 18 号**

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成 14 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。  
 別表第 1（第 2 条関係）

区 分	団体の名称
条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する団体	財団法人熊本県起業化支援センター 財団法人熊本県建設技術センター 財団法人熊本県建築住宅センター 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 財団法人熊本県伝統工芸館 財団法人熊本県農業公社 財団法人熊本県立劇場 財団法人熊本県林業従事者育成基金 財団法人熊本県さわやか長寿財団 財団法人くまもとテクノ産業財団 財団法人くまもと緑の財団 財団法人グランメッセ熊本 財団法人地方公務員安全衛生推進協会 財団法人熊本県物産振興協会 財団法人熊本県林業公社
条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	公立大学法人熊本県立大学
条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	熊本県住宅供給公社 熊本県道路公社 熊本県土地開発公社 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 日本下水道事業団
条例第 2 条第 1 項第 5 号に該当する団体	財団法人熊本県体育協会 社団法人熊本県観光連盟

**附 則**

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第 19 号**

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則  
 （目的）

第 1 条 この規則は、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号。以下「条例」という。）第 6 条の 3 第 4 項の規定により、人事委員会規則で定めることとされている退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員等の区分）

第 2 条 退職した者は、その者の条例第 6 条の 3 第 2 項の規定による基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の職員の区分欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表

の号区分欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の職員の区分欄に掲げる 2 以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の号区分欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法)

第 3 条 前条（熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成 9 年熊本県規則第 54 号）第 4 条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において 2 以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日に属する月に近い月に係るものを先順位とする。

別表（第 2 条関係）

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

号区分	職 員 の 区 分
第 1 号区分	1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 11 級であったもの 2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 2 号区分	1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 10 級であったもの 2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 10 級であったもの 3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 1 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの 4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校給与条例」という。）の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの 5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの 6 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 3 号区分	1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの 2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの 3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 1 号区分の項第 2 号及び第 2 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。） 4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の県立学校給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 2 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの 5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の市町村立学校給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 2 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

第 4 号区分	<p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であったもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 4 号及び第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 5 号及び第 3 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級若しくは 5 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 6 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表 (1)</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 5 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の県立学校給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの（第 5 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。）</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の市町村立学校給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの（第 5 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。）</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第 7 号区分</p>	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級又は 5 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 4 級若しくは 5 級であったもの（第 6 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 3 級若しくは 4 級であったもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職員給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の県立学校給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（第 6 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の市町村立学校給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（第 6 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第 8 号区分</p>	<p>第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>
<p>イ 平成 18 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分について</p>	
<p>第 1 号区分</p>	<p>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>3 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>

第 2 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</li> <li>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</li> <li>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 1 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの</li> <li>4 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち人事委員会の定めるもの</li> <li>5 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち人事委員会の定めるもの</li> <li>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</li> </ol>
第 3 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</li> <li>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</li> <li>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 1 号区分の項第 2 号及び第 2 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</li> <li>4 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの</li> <li>5 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの</li> <li>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</li> </ol>
第 4 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</li> <li>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</li> <li>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</li> <li>4 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</li> <li>5 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であったもの</li> <li>6 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</li> <li>7 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 4 号及び第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</li> <li>8 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 5 号及び第 3 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</li> <li>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</li> </ol>
第 5 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</li> <li>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた</li> </ol>

第 5 号区分	<p>者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>6 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>7 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>8 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 5 級であったもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (第 5 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>7 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</p> <p>8 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 4 級であったもの (第 6 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級若しくは 4 級であったもの</p>

	6 平成 18 年 4 月以後の一般職員給与条例の医療職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの
	7 平成 18 年 4 月以後の県立学校給与条例の教育職給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 6 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの
	8 平成 18 年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表 (3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 6 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの
	9 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第 20 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則 (昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。  
別表教育庁の部学校の項中「人事委員会が定める県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の」を「人事委員会が定める規模の大きい学校の」に、「県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の主任事務長」を「主任事務長」に、「県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の事務長」を「事務長」に改める。

附 則  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第 21 号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。  
別表知事の事務部局の部中「川辺川ダム生活再建相談所」を「農林部五木駐在」に改める。

附 則  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第 22 号

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 12 号) の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 6 号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。  
(6) 地方公務員法第 55 条第 8 項の規定による適法な交渉を行う場合  
(7) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号) 第 7 条第 3 号ただし書の規定による協議又は交渉を行う場合

附 則  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

人事統計報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第 23 号**

人事統計報告に関する規則の一部を改正する規則  
人事統計報告に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「及び同条第 4 項」を削る。
- 第 2 条中「人事に関する事項」の次に「（以下「人事統計」という。）」を加える。
- 第 3 条を次のように改める。

（人事統計の種類等）  
第 3 条 人事統計の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員給与実態調査
- (2) 勤務条件等に関する状況調査
- 2 人事統計の様式及びその記入要領等は、人事委員会が別に定める。

第 4 条の見出しを削り、同条中「外」を「ほか」に改める。

第 5 条を削る。  
別記様式 1 から別記様式 7 までを削る。

附 則  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県公安委員会規則第 10 号**

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則  
熊本県公安委員会公印規則（平成 13 年熊本県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県公安委員会印の項中「検定合格証」を「合格証明書」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第 11 号**

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 の表玉名警察署管轄署所在地の項所管区域の欄を次のように改める。

玉名市青木、秋丸、石貫、岩崎、永徳寺、上小田、亀甲、河崎、川部田、下小田、高瀬、玉名、築地、月田、富尾、中、中尾、箱谷、繁根木、松木、溝上、三ツ川、山田、山部田、立願寺、両迫間、六田

1 の表玉名警察署玉名駐在所の項及び玉名警察署滑石駐在所の項を削り、同表玉名警察署伊倉駐在所の項中「同」を「玉名市」に改め、同表玉名警察署大浜駐在所の項中「千田川原」を「小浜、千田川原、滑石」に改め、同表玉名警察署内田駐在所の項を削り、同表玉名警察署江田駐在所の項を次のように改める。

江田駐在所	玉名郡 和水町 江田	和水町岩尻、内田、江栗、江田、榎原、大屋、竜門、久米野、志口永、下津原、瀬川、高野、長小田、萩原、原口、久井原、日平、藤田、蜻浦、前原、米渡尾、用木、焼米
-------	------------------	---

1 の表荒尾警察署の項を次のように改める。

荒尾警察署	管轄署所在地	荒尾市 蔵満	荒尾市一部、牛水、蔵満、桜山町一丁目、桜山町二丁目、桜山町三丁目、桜山町四丁目、高浜、水野
	荒尾駅前交番	同 昭和町	荒尾市荒尾（朝日丘区、向陽台、岱洋西区を除く。）、大島、大島町三丁目、大島町四丁目、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、川登（新生区、新生西区、中央東区）、宮内、宮内出目、昭和町、住吉町、大正町一丁目、大正町二丁目、西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、原万田（甲根区、西

		原町一丁目、原区、原万田社宅、松葉区、万田東区)、東屋形一丁目、東屋形二丁目、東屋形三丁目、東屋形四丁目、日の出町、増永、万田、四ツ山町一丁目、四ツ山町二丁目、四ツ山町三丁目
緑ヶ丘 交番	同 緑ヶ丘五丁 目	荒尾市荒尾(朝日丘区、向陽台、岱洋西区)、上井手、上平山、川登(井川口区、向陽台、新大和区、大東区、緑ヶ丘四丁目、大和区)、下井手、原万田(倉懸中区、倉懸西区、倉懸東区、辻町、深瀬丘区、妙見区)、平山、本井手、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目
長洲 交番	玉名郡 長洲町 大字長洲	長洲町大字有明、梅田、折崎、高浜、永塩、長洲、宮野
八幡 駐在所	荒尾市 菰屋	荒尾市川登(今寺区、川後田区、川登区、菰屋北区、新凵区)、菰屋、野原、八幡台一丁目
府本 駐在所	同 樺	荒尾市金山、樺、八幡台二丁目、八幡台三丁目、八幡台四丁目、府本
腹赤 駐在所	玉名郡 長洲町 大字腹赤	長洲町大字上沖洲、清源寺、腹赤、姫ヶ浦、名石浜

1 の表大津警察署菊陽交番の項及び大津警察署合志交番の項を次のように改める。

合志菊陽 交番	合志市 幾久富	合志市幾久富(主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、栄(主要地方道大津植木線(境界からバイパス)以南)、竹迫(県道大津西合志線以南)、豊岡(主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、福原(県道大津西合志線以南) 菊陽町大字津久礼(上津久礼、下津久礼を除く。)、原水(緑ヶ丘、緑陽台を除く。)
------------	------------	--

1 の表阿蘇警察署内牧交番の項中「狩尾」の次に「、黒川(黒川千丁、下西黒川)」を、「南宮原」の次に「、役犬原」を加え、同表阿蘇警察署坊中駐在所の項所管区域の欄中「黒川」の次に「(黒川千丁、下西黒川を除く。)」を加え、「、役犬原」を削る。

1 の表御船警察署益城交番の項の次に次のように加える。

嘉島 交番	同 嘉島町 大字上島	嘉島町
----------	------------------	-----

1 の表御船警察署嘉島駐在所の項を削り、同表八代警察署本町交番の項位置の欄中「袋町」を「旭中央通」に改め、同表芦北警察署管轄署所在地の項中「、海浦」を削り、同表芦北警察署田浦駐在所の項中「小田浦」の次に「、海浦」を加える。